

○平戸市公共工事情報公表マニュアル

平成17年10月1日

告示第111号

改正 平成18年5月19日 告示第74号
改正 平成19年11月26日 告示第111号
改正 平成27年4月15日 告示第61号
改正 令和3年4月1日 告示第60号
改正 令和7年6月25日 告示第90号

第1 目的

このマニュアルは、平戸市が発注する土木一式工事等の建設工事（以下、「公共工事」という。）について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（平成13年政令第34号。以下「施行令」という。）並びに公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。）に定められている公共工事情報の公表の方法等について定めたものである。

第2 公表の方法（施行令第5条及び第7条）

公表は、公共工事の入札や契約の担当課が当該課に閲覧所を設置し閲覧によって行う。ただし、適正化法に基づき公表を義務付けられている公共工事情報は、閲覧所による以外にホームページによって閲覧に供することができる。

第3 公表対象除外工事（施行令第7条第2項）

公表対象除外工事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 予定価格が400万円を超えないもの
- (2) 公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって公表に適さないもの

第4 公表事項と公表の方法（施行令第5条及び第7条、適正化指針第2）

- (1) 発注者に公表が義務付けられている事項の公表は、別表1のとおり行う。
- (2) 適正化指針で求められている事項の公表は、別表2のとおり行う。

第5 補則

このマニュアルに定めるもののほか、公共工事情報公表に関し必要な事項は平戸市建設工事指名審査委員会において別に定める。

附 則

このマニュアルは、平成17年10月1日から実施する。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成18年4月1日以降の公表分から適用する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。